居宅介護支援重要事項説明書

〈令和　8 年　6 月　1 日現在〉

1.　事業所の概要

(1)　支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	いわき福祉会ケアプランサービスセンター
所　　在　　地	北九州市戸畑区新川町 3 番 33 号
管 理 者 の 氏 名	吉村　信恵
電　話　番　号	093-883-3133
事業所指定番号	4070300019
サービス提供地域	北九州市

※　上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

(2)　事業所の職員体制

<table>
<tr><th></th><th>資格</th><th>常勤</th><th>非常勤</th><th>兼任</th><th>計</th><th></th></tr>
<tr><td>管理者</td><td>介護福祉士</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>管理業務
介護支援専門員業務</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主任介護支援専門員</td><td>介護福祉士</td><td></td><td></td><td>1</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="3">介護支援専門員業務</td></tr>
<tr><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>介護支援専門員</td><td>介護福祉士</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>2</td></tr>
</table>

(3)　サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
月曜～土曜	8：30～17：00
休日	日曜日・12 月 30 日～1 月 3 日
夜間・休日対応電話	17：00～8：30　　TEL080-3180-3814

(4)　事業所であわせて実施するサービス

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">事業の種類</th><th colspan="2">福岡県知事の事業者指定</th><th rowspan="2">利用定数</th></tr>
<tr><th>指定年月日</th><th>指定番号</th></tr>
<tr><td>施設</td><td>特別養護老人ホーム</td><td>12.4.1</td><td>4070300175</td><td>78 名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">居宅</td><td>通所介護</td><td>12.1.1</td><td>4070300167</td><td>40 名</td></tr>
<tr><td>短期入所生活介護</td><td>12.1.1</td><td>4070300175</td><td>12 名</td></tr>
<tr><td>訪問介護</td><td>12.1.1</td><td>4070300159</td><td></td></tr>
</table>

2. 事業の目的と運営方針等

（1）事業の目的

いわき福祉会ケアプランサービスセンターの適正な運営を確保するために、介護支援専門員が居宅要介護者等が指定居宅サービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用をできるようにサービス提供することを目的とする。

（2）運営方針

介護支援専門員は、要介護者等の依頼を受けて、その心身の特性を踏まえて、環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等の事項を定めた計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. サービス提供までの流れと主な内容

（1）主な事業内容

・居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成

・要介護認定の申請代行

・要介護状態にある利用者、又は、その家族の相談及び苦情処理

・介護保険施設への紹介など

・その他、居宅介護支援事業に関すること

（2）居宅サービス計画書作成の流れ

1. 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）を決定します。
2. 自宅訪問しご利用者・ご家族から相談内容を聞き取ります（アセスメント）。
3. 介護支援専門員はご利用者に提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4. 介護支援専門員はサービス事業所等に連絡調整を図り、サービスの提供を手配し話し合いの場を設けます（サービス担当者会議）。
5. サービスが開始されます。
6. 介護支援専門員は毎月の訪問により、適切にサービスが行われているか確認します。
   （モニタリング）

4. 利用者負担金（契約書第12条参照）

（1）利用者負担金

居宅介護支援（ケアプラン作成・相談支援等）については、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、ご利用者の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は1ヵ月につき要介護に応じて下記の利用者負担金を支払っていただき、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

[居宅介護支援費]　　地域区分　7級地　10.21

要介護1又は要介護2	1,086単位	11,088円
要介護3、要介護4、要介護5	1,411単位	14,406円

[初回加算]

新規に居宅サービス計画を作成ならびに、要介護状態区分が2区分以上変更になった利用者に対して居宅介護支援を行った場合

初回加算	300単位	3,063円

[特定事業所加算]

特定事業所加算（Ⅲ）	323単位	3,298単位

＊算定要件

・利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。

・24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。

・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。

・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。

・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。

・介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満である。

・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している、並びに介護支援専門員2名以上配置している。

・介護支援専門員実務研修における実習等に協力又は協力体制を確保している。

・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施している。

・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加をしている。

[入院時情報連携加算]

病院又は診療所に入院する利用者に関する必要な情報を提供した場合

加算（Ⅰ）	入院したその日のうちに医療機関に情報提供を行った場合	250単位	2,553円
加算（Ⅱ）	入院した日の翌日又は翌々日に医療機関に情報提供を行った場合	200単位	2,042円

[退院・退所加算]

退院・退所にあたり、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることと、その他の連携を行った場合

	カンファレンス参加なし		カンファレンス参加あり	
連携1回	450単位	4,594円	600単位	6,126円
連携2回	600単位	6,126円	750単位	7,657円
連携3回	×		900単位	9,189円

[緊急時等居宅カンファレンス加算]

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,042円

[ターミナルケアマネジメント加算]

24時間連絡がとれる体制を確保し、利用者又は家族の同意を得た上で、死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の助言のもとケアプランの作成を行って利用者の支援を行った場合

ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,084円

[処遇改善加算]

厚生労働省が認めたケアプランデータ連携システムを利用していること

処遇改善加算	所定単位数の2.1%

（2）交通費

北九州市内にお住いの方は無料です。

それ以外の地域の方は交通費の実費をお支払いいただくことがあります。

（3）解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

（4）その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります。

5. 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書等は、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

6. 賠償責任について（契約書第 11 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠いたします。守秘義務に違反した場合も同様です。ただし、その損害の発生については、ご契約者に故意に限り事業者の損害賠償を減じる場合があります。

(保険加入有)あいおいニッセイ同和損害保険（株）：社会福祉施設損害保険

7. 秘密保持について

1. 事業者の介護支援専門員及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

8. 利用者及び家族の個人情報の使用について

プラン作成の際、サービス担当者会議の場で必要と思われる場合は、利用者の個人情報（家族を含む）を使用する場合があります。

（内部での利用目的）

利用者等に提供する介護サービス・介護保険事務・会計・経理・事故等の報告・介護・医療サービスの向上

（他の事業者等への情報提供を伴う利用目的）

サービス担当者会議等照会への回答・医師等の意見・助言を求める場合・家族等への心身の状況説明・レセプトの提出・保険者からの照会への回答・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等。

（その他の利用目的）

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料・学生の実習の協力・事例研究・外部監査機関への情報提供。

9. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う際は、施設で設置する身体拘束廃止推進委員会で手続きを進め、利用者や家族に対し身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し同意書が必要となります。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

11. 相談窓口、苦情対応

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて相談することができます。

[相談・苦情受付担当者]	やすらぎの郷牧山　相談員　芹口由里 いわき福祉会ケアプランセンター　管理者　吉村　信恵
[苦情解決責任者]	やすらぎの郷牧山　施設長　熊谷妙子
[受付時間]	月曜～土曜　9：00～17：00

＊第三者委員

地域自治会長などで編成しています。詳細は館内ポスターをご覧ください。

＊苦情解決の方法

1. 苦情や面接や電話、書面にて随時受け付けます。
2. 受付担当者は事業所職員等に状況を確認します。
3. その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
4. その際、申出人は第三者委員の立ち合いや助言を求めることができます。
   第三者委員は苦情内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

北九州市の相談窓口 平日　8：30～17：00	戸畑区役所保健福祉課介護保険係	電話　871-1501
	小倉北区役所保健福祉課介護保険係	電話　582-3433
	八幡東区役所保健福祉課介護保険係	電話　671-0801
	若松区役所保健福祉課介護保険係	電話　761-5321
	門司区役所保健福祉課介護保険係	電話　331-1881
	小倉南区役所保健福祉課介護保険係	電話　951-4111
	八幡西区役所保健福祉課介護保険係	電話　642-1441
福岡県国民健康保険連合会	福岡市博多区吉塚本町 13-47	電話　092-642-7859
福岡県運営適正化委員会	春日市原 3-1-7	電話　092-915-3511

12.業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　いわき福祉会
代表者名	理事長　後藤　俊秀
連絡先	北九州市戸畑区新川町 3-33　　電話　883-3133

13.宅介護支援の提供に開始に際して

（平成 11 年老企発第 22 号通知　第 2 の 3（1）参照）

居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。またその選定理由の説明を求めることができます。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

〈事業者〉

所 在 地　北九州市戸畑区新川町 3 番 33 号

事業所名　社会福祉法人いわき福祉会　いわき福祉会ケアプランサービスセンター

（指定番号　4070300019）

代表者名　理事長　後藤　俊秀

管理者名　吉村　信恵

〈説明者〉

所　　属　いわき福祉会ケアプランサービスセンター

氏　　名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項説明を受けました。

〈利用者〉

住　　所

氏　　名

〈利用者代理人（選任した場合)〉

住　　所

氏　　名